

平成30年度内閣府本府政策評価実施計画（案）

平成30年4月5日
内閣総理大臣決定
平成31年 月 日
一部改正

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、平成30年度内閣府本府政策評価実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成30年度の1年間とする。

2 事後評価の対象とする政策

事後評価の対象とする政策は、以下のとおりとする。

- (1) 内閣府本府政策評価基本計画（平成29年3月24日決定。以下「基本計画」という。）の対象とした政策のうち本実施計画の対象とする政策

（法第7条第2項第1号に区分されるもの）

- （ア）政策評価体系に基づき対象とする政策

別紙1

- （イ）規制に係る政策

該当なし。

- （ウ）租税特別措置等に係る政策

該当なし。

- (2) 政策決定後5年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策で、本実施計画の対象とする政策

（法第7条第2項第2号に区分されるもの）

該当なし。

- (3) その他の政策で、本実施計画の対象とする政策

（法第7条第2項第3号に区分されるもの）

該当なし。

3 評価の実施方法等

2に掲げられた政策について、基本計画で定められた実施体制の下で、計画期間終了後速やかに事後評価を行うこととする。その際の実施方法等は以下のとおりとする。

大臣官房政策評価広報課（以下「政策評価広報課」という。）は、提出された評価書について審査を行った上で、政策評価書（案）を作成し、内閣府本府政策評価有識者懇談会等を経て、公表する。

(1) 政策評価体系に基づき対象とする政策

個別の政策を所管する課等（以下「政策所管課等」という。）は別紙2に掲げられた政策について、別紙3の様式に基づき政策評価を実施し、評価書の案を作成する。

評価方式は実績評価方式を基本とするが、別紙4に掲げる施策については、総合評価方式とする。

各部局の総務課等（以下「政策評価担当課等」という。）は部局内における政策評価を取りまとめ、政策評価広報課に提出する。

調整部局（予算、法令、組織・定員、税制、その他政策の企画立案に関する府全体の調整を担当する部局をいう。）は、政策評価の結果を予算要求等において活用することとする。

(2) 規制に係る政策

政策所管課等は規制に係る政策について政策評価を実施し、評価書の案を作成する。政策評価担当課等は部局内における政策評価を取りまとめ、政策評価広報課に提出する。

政策所管課等においては、政策評価書を規制の改廃を判断する根拠等として活用することとする。

(3) 租税特別措置等に係る政策

政策所管課等は租税特別措置等に係る政策について政策評価を実施し、評価書の案を作成する。政策評価担当課等は部局内における政策評価を取りまとめ、政策評価広報課に提出する。

大臣官房企画調整課は、政策評価広報課から政策評価書の提供を受け、それを税制改正要望において活用することとする。

4 その他

本計画期間の政策評価の実施に当たっては、2以外の政策についても、必要に応じ政策評価を実施することができるものとする。

内閣府本府政策評価体系(事後評価の対象となる平成30年度実施政策)

政策	施策	部局名	施策の 通し番号	
1. 適正な公文書管理の実施	①公文書管理制度の適正かつ円滑な運用	大臣官房公文書管理課	1	
2. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	①重要施策に関する広報	大臣官房政府広報室	2	
	②国際広報の強化		3	
	③世論の調査		4	
3. 経済財政政策の推進	①政府調達に係る苦情処理	政策統括官(経済財政運営担当)	5	
	②対日直接投資の推進		6	
	③道州制特区の推進		7	
	④生産性向上の推進		8	
	⑤民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)	政策統括官(経済社会システム担当)	9	
	⑥市民活動の促進		10	
	⑦「絆力(きずなりょく)」を活かした復興・被災者支援の推進		11	
	⑧民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する制度の運用		12	
	4. 地方創生の推進	⑨内外の経済動向の分析	政策統括官(経済財政分析担当)	13
		①「環境未来都市」構想・自治体SDGsの推進	地方創生推進室	14
		②都市再生安全確保計画の策定の促進		15
		③地方創生リーダーの人材育成・普及の推進		16
④地方創生推進に関する知的基盤の普及・促進		17		
⑤国家戦略特区の推進		地方創生推進事務局	18	
⑥中心市街地活性化基本計画の認定			19	
⑦構造改革特区計画の認定			20	
⑧地域再生の推進			21	
⑨総合特区の推進			22	
⑩地方版総合戦略に基づく取組の推進	23			
5. 地方分権改革の推進	①地方分権改革に関する施策の推進	地方分権改革推進室	24	
6. 地域経済活性化事業等支援政策の推進	①「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域経済活性化事業等の推進	地域経済活性化支援機構担当室	25	
7. 科学技術・イノベーション政策の推進	①原子力の研究、開発及び利用に係る政策の検討・情報発信等	原子力政策担当室	26	
	②科学技術イノベーション創造の推進	政策統括官(科学技術・イノベーション担当)	27	
8. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	①化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理	遺棄化学兵器処理担当室	28	
9. 防災政策の推進	①防災に関する普及・啓発	政策統括官(防災担当)	29	
	②国際防災協力の推進		30	
	③災害復旧・復興に関する施策の推進		31	
	④地震対策等の推進		32	
	⑤防災行政の総合的推進		33	
10. 原子力災害対策の充実・強化	①原子力防災対策の充実・強化	政策統括官(原子力防災担当)	34	
	②原子力被災者生活支援の推進	35		
11. 沖縄政策の推進	①沖縄政策に関する施策の推進	政策統括官(沖縄政策担当)・沖縄振興局	36	
12. 共生社会実現のための施策の推進	①子ども・若者育成支援の総合的推進	政策統括官(共生社会政策担当)	37	
	②青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)		38	
	③高齢社会対策の総合的推進		39	
	④バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等		40	
	⑤障害者施策の総合的推進		41	
	⑥交通安全対策の総合的推進		42	
	⑦子どもの貧困対策の総合的推進		43	
	⑧青年国際交流の推進		44	
13. 男女共同参画社会の形成の促進	①男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進	男女共同参画局	45	
	②仕事と生活の調和の推進		46	
	③東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業		47	
14. 食品の安全性の確保	①食品健康影響評価技術研究の推進	食品安全委員会事務局	48	
	②食品安全の確保に必要な総合的施策の推進		49	
15. 公益法人制度の適正な運営の推進	①公益法人制度の運営と認定・監督等の実施	公益認定等委員官事事務局・大臣官房公益法人行政担当室	50	
16. 経済社会総合研究の推進	①経済社会活動の総合的研究	経済社会総合研究所	51	
	②国民経済計算		52	
	③人材育成・能力開発		53	
17. 迎賓施設の適切な運営	①迎賓施設の適切な運営	迎賓館	54	
18. 宇宙開発利用に関する施策の推進	①宇宙開発利用の推進	宇宙開発戦略推進事務局	55	
19. 北方領土問題の解決の促進	①北方領土問題解決促進のための施策の推進	北方対策本部	56	
20. 子ども・子育て支援の推進	①子ども・子育て支援の推進	子ども・子育て本部	57	
	②子ども・子育て家庭の生活安定化等の推進		58	
	③特定教育・保育施設等利用の推進		59	
	④地域における子ども・子育て支援対策の推進		60	
21. 有人国境離島政策の推進	①有人国境離島政策の推進	総合海洋政策推進事務局	61	
22. 国際平和協力業務等の推進	①国際平和協力業務等の推進	国際平和協力本部事務局	62	
23. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	①科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	日本学術会議事務局	63	
24. 官民人材交流センターの適切な運営	①民間人材登用等の推進	官民人材交流センター	64	

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-1(政策1-施策①))

施策名	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用	担当部局名	大臣官房公文書管理課	作成責任者名	公文書管理課長 島山 貴晃
施策の概要	行政機関において公文書等の管理に関する法律に基づく適正文書管理がなされるとともに、歴史資料として重要な公文書等の確実な移管や適切な保存及び利用等がなされるよう、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図る。	政策体系上の位置付け	適正文書管理の実施		
達成すべき目標	公文書管理制度の推進により、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする。	目標設定の考え方・根拠	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)(全般)	政策評価実施予定時期	目標が達成されなかった年度の翌年度の8月(目標未達時評価)

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		
① 当該年度末時点で行政機関において管理する全行政文書ファイル等のうち、保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数の割合(%))	93.8%	平成27年度	93.8%	—	93.8%	93.8%	93.8%	93.8%	93.8%	93.8%	93.8%	93.8%	公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)第5条第5項においては、行政機関が作成又は取得した行政文書等ファイルについて、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものは国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めること(=レコードスケジュールの設定)が規定されている。 これは、公文書管理法制定時に、同法が掲げる「行政が適正かつ効率的に運用されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」との目的に資する重要なポイントとして新たに導入されたものであり、歴史資料として重要な行政文書ファイル等が確実に国立公文書館等に移管されるようにするため、当該行政文書ファイル等の内容を最もよく熟知するその作成者等が移管又は廃棄の判断に関与できるようにすることを目的としている。 したがって、行政文書ファイル等におけるレコードスケジュールの設定割合は、公文書管理制度の浸透及び運用状況を確認する上で有効な指標であるほか、これを安定的に高水準で維持することは、歴史公文書等の国立公文書館等への確実な移管を推進するものと考えられる。このようなことから、当該指標を設定した。 ※目標値については、次期内閣府本府政策評価基本計画策定時に、実績を踏まえ、再度検討する。
					94.6%	(集計中)	—	—	—	—	—	—	

達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成30年度行政事業レビュー事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度				
(1) 公文書管理推進経費(平成24年度)	2の内数	5の内数	2の内数	2の内数		1	政府の公文書管理制度を所管する立場から、各行政機関におけるレコードスケジュールの早期設定を促すとともに、設定状況を確認するため、以下の業務を実施。 ・手順に基づき各行政機関から報告を受けたレコードスケジュール設定状況について専門家の知見を活用しながら内容を確認。 ・各行政機関における行政文書の管理状況の報告の取りまとめ、概要の公表。 上記の業務や状況報告を通じ、各行政機関における公文書管理の質の向上を図り、行政文書等の適正文書管理及び公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を推進する。	—
(2) 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討経費(平成20年度)	50(48)	100(85)	156	19		—	※行政事業レビューとの連携上記載する。 憲法を始めとする歴史公文書の保存・利用を担う国立公文書館の機能・施設の在り方について、国民や利用者の視点、総合性、効率性等の観点から幅広い調査検討を行う。これにより、民主主義の根幹を支える基本インフラである歴史公文書等を適切に管理・保存し、活用していくための環境整備が着実に進展し、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たしていくことに資する。	0001
施策の予算額・執行額	52(48)	105(85)	158	21			「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)(抄)第2章2.(5)①文化芸術立国 明治150年関連施策を推進するとともに、国立公文書館について、展示等の機能の充実に向けて、既存施設との役割分担を図りつつ新たな施設の建設に向けた取組を推進する。	

4

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-2(政策2-施策①))

施策名	重要施策に関する広報	担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官 原 典久
施策の概要	政府の重要施策に関する広報において、各々のテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施する。	政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進		
達成すべき目標	政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報を実施し、国民の理解と協力を促進する。	目標設定の考え方・根拠	実施した広報に対する国民の理解度等を把握することにより、政府広報におけるPDCAサイクルを機能させ更なる改善を図り、重要施策に関する国民の理解と協力を得ることを目指す。	政策評価実施予定時期	平成31年8月 (単年度評価)

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		
					① 重要施策に関する広報理解度(テレビ)	78.6	29年度	基準値以上	30年度	79.4	78.6		78.6
② 重要施策に関する広報理解度(新聞・記事下)	83.6	29年度	基準値以上	30年度	81.3	83.6	83.6						・国民からみて、広報内容をわかりやすく理解できるような広報物が作成されていたか等を知るため、広報内容を理解した度合いを測定指標とする。 ・出版媒体の主要メディアである新聞(記事下広告)について、㈱ビデオリサーチ社の新聞広告に関する調査「J-MONITOR」における「広告理解度」(広告接触者ベース)を指標とする。目標値は「J-MONITOR」のデータにおける、民間の会社も含めた全社平均(平成29年度末時点)を超える目標を設定する。
③ ウェブサイト「政府広報オンライン」におけるページビュー数	40,572,261	29年度	対前年度実績以上	30年度	34,670,163	35,547,361	40,572,261						・インターネット媒体における効果を測定するため、政府広報の基幹媒体(政府広報における広報物からの誘導先及び広報物の最終格納場所)であるポータルサイト「政府広報オンライン」での、当該年度の総ページビュー数を測定指標とする。

5

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(案) (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年度 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度				
(1) 放送諸費 (昭和24年度)	505 (428)	452 (531)	517 (665)	495	1	・各府省庁との連携を図りつつ、政府の共同利用媒体としてテレビCMスポット、BSテレビ番組、ラジオ定時番組を確保したうえで、広報を効率的・機動的・重点的に実施。 ・接触率が高く、幅広い層への即効的な認知獲得が可能なテレビや、習慣的な視聴による深い接触が可能なラジオを活用し、効果的・効率的な広報を実施することにより、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。	0002	
(2) 出版諸費 (昭和24年度)	2,172 (2,418)	2,180 (2,206)	757 (729)	759		・各府省庁との連携を図りつつ、政府の共同利用媒体として新聞等を確保したうえで、広報を効率的・機動的・重点的に実施。 ・国民各層が幅広く接触し情報信頼度の高い新聞を活用し、効果的・効率的な広報を実施することにより、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。	0003	
(3) 事業諸費 (昭和24年度)	1,741 (1,593)	1,791 (1,738)	3,079 (2,989)	3,204	2.3	・各府省庁との連携を図りつつ、政府の共同利用媒体としてインターネット媒体を確保した上で効率的・機動的・重点的に実施。 ・新聞記事下広告や雑誌、インターネットなど各種メディアを効果的・効率的に活用した広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。	0004	
(4) 政府広報ホームページ事業諸費(平成14年度)	114 (113)	114 (113)	185 (155)	128	3	・政府のオフィシャルサイトとして、政府の重要施策に関する情報を分かりやすく提供するため、「政府広報オンライン」及び「政府インターネットテレビ」等の運営及びそのためのシステムの運用管理を実施。 ・当該サイトを効果的・効率的に運営・運用していくことで、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。	0005	
(5) 戦略的広報経費(国内) (平成27年度補正)	1,535 (1,535)	—	—	—	1.2.3	・各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。 ・各種メディアを活用した効率的・効果的な広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。	0006	
(6) 戦略的広報経費(国内) (平成28年度補正)	—	2,206 (2,186)	—	—	1.2.3	・各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。 ・各種メディアを活用した効率的・効果的な広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。	0006	
(7) 戦略的広報経費(国内) (平成29年度補正)	—	—	1,363 (1,247)	—	1.2.3	・各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。 ・各種メディアを活用した効率的・効果的な広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。	0006	
施策の予算額・執行額	6,265 (6,284)	6,743 (6,774)	5,901 (5,785)	4,586		施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-3(政策2-施策②))

施策名	国際広報の強化			担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官 田口 芳郎
施策の概要	我が国のグローバルな活動を推進するため、親日感の醸成等を図るとともに、最近の我が国の領土・主権を取り巻く情勢等を踏まえ、事実関係に関する正しい認識を広め、我が国の基本的立場や政策に関する理解の浸透を図る。			政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進		
達成すべき目標	米国をはじめとする主要国における政財官学のオピニオンリーダー等の間において、我が国への好感度を上げるとともに、事実関係に関する正しい認識を広め、我が国の基本的立場や政策に関する理解度を上げる。			目標設定の考え方・根拠	対象地域や対象層毎に定量・定性指標を活用し、親日度・知日度の変化を検証	政策評価実施予定時期	平成33年8月 (複数年度評価)

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値									
			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度			
① 我が国に対する理解度	37.6%	26年度	45.0%	32年度	37.5%	63.0%	-	-	45.0%	-	-	・国際広報が日本に対する理解度の向上に貢献したかを把握するため、インフルエンサーである米国知識層(注:20~60代の大学卒業以上、世帯年収10万米ドル以上。ただし、行政・広告業・調査業関係者は除く。)の、我が国に対する理解度を測定指標とする ・目標値については、平成27年度と同様にCM出稿などの取り組みを継続し、東京オリンピックのある2020年(平成32年)までに理解度45%を達成するとした
				61.0%	60.5%	-	-	-	-	-		
② 我が国に対する好感度	52.0%	26年度	60.0%	32年度	50.6%	80.0%	-	-	60.0%	-	-	・国際広報が日本に対する好感度の向上に貢献したかを把握するため、インフルエンサーである米国知識層の、我が国に対する好感度を測定指標とする ・目標値については、上記と同じく、CM出稿などの取り組みを継続し、平成32年までに好感度60%を達成するとした
				78.0%	77.1%	-	-	-	-	-		

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(案) (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年度 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度				
(1) 重要事項に関する戦略的 国際広報諸費	3,603 (3,555)	3,598 (3,542)	3,598 (3,510)	3,598	1・2	昨年度に引き続き、国際情勢に応じた多様な広報ツールを通じた国際社会に対する日本の発信力を強化し、戦略的な国際広報を行うことで、我が国の基本的立場や政策について正しい認識の促進及び理解の浸透を図る。	0008	
(2) 戦略的広報経費(国際) (平成29年度補正)			755 (755)		1・2	緊迫する北朝鮮情勢を踏まえ、我が国が国際社会と協調して諸問題に取り組む国であることを強力に発信することで、我が国への理解度・好感度を向上させ、国際社会の信任を高めることをもって我が国の安全保障に資する国際広報を行う。	0007	
(3) 戦略的広報経費(国際) (平成28年度補正)		960 (929)			1・2	英国のEU離脱や新興国経済の低迷等、世界情勢が不透明化する中、日本経済に対する信認を高め、経済成長を促進するため、我が国の経済政策や対日投資促進策等に関する新聞・ウェブ広告、動画の制作・拡散等を行う。	0007	
(4) 戦略的広報経費(国際) (平成27年度補正)	698 (697)				1・2	一億総活躍社会の実現等を目指し、日本経済再生に不可欠な海外からの投資や海外人材の呼び込みの促進等を図るため、その基盤となる親日感の醸成を図る。また、伊勢志摩サミットの機会を活用した広報活動等を通じて、アベノミクスに対する国際的な信認確保を促す。	0007	
施策の予算額・執行額	4,300 (4,252)	4,558 (4,470)	4,353 (4,265)	3,598	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)			

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-4(政策2-施策③))

施策名	世論の調査			担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官事務代理 寺内 彩子
施策の概要	世論調査等の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表するとともに、政府の重要政策等に対する一般国民からの幅広い意見・要望などを聴取し、政府施策の企画立案等に資する。			政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進		
達成すべき目標	・「骨太の方針」等の政府の重要決定に盛り込まれた政策課題に係るテーマを選定するなどして、世論調査の結果が有効に活用されるものとなるよう、各府省との連携を強化する。 ・国民の意見・要望等を的確に把握し、関係府省に提供する。			目標設定の考え方・根拠	公正な世論を把握することにより、政府は施策の立案、実施に役立てて、行政の民主化及び能率化と行政費の軽減等をはかることができる。	政策評価実施予定時期	目標未達成時(目標未達時評価)

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度			
① 各府省の審議会・白書などでの世論調査結果引用回数 の対調査件数比	1.3 (24件)	29年度	1.0以上 (30年度調査件数 19件)	30年度	1.0以上 (17件)	1.0以上 (18件)	1.0以上 (19件)							世論調査では、政府の重要施策の企画・立案に資する「施策調査」及び国民の意識全般を把握し施策全般の参考とする「動向調査」を実施している。従って、法律改正や基本計画の策定につながる、審議会などでの活用及び施策の現状分析などを行う白書等での結果引用回数を指標とすることが適切である。 なお、中・長期的観点での活用を想定すべき調査もあるため、目標値は当該年度調査件数以上と設定した。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年度 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度			
(1) 世論調査等諸費 (昭和22年度)	160 (137)	160 (139)	160 (161)	160	1	科学的な方法による公正な世論調査の実施等で世論を把握することにより、政府等にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報を提供し、もって政府施策の企画立案等に寄与する。	0009
施策の予算額・執行額	160 (137)	160 (139)	160 (161)	160	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-5(政策3-施策①))

施策名	政府調達に係る苦情処理	担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(予算編成基本方針担当)稲本 護昭
施策の概要	政府調達苦情処理体制は、WTOの「政府調達協定」に基づいて閣議決定により整備され、内外無差別の原則の下、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることを目的としている。具体的には、苦情の申立てに応じて政府調達苦情検討委員会を開催し、政府調達協定等に基づいて苦情の検討を行っている。		政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進	
達成すべき目標	政府調達苦情申立てに対して適切に対応する。	目標設定の考え方・根拠	「政府調達苦情処理推進会議の設置について」(平成7年12月1日閣議決定)において、我が国の政府調達手続を一層透明性、公正性及び競争性の高いものとするため、国の政府機関及び政府関係機関の調達に関する苦情の処理を推進することが定められている。	政策評価実施予定時期	測定指標1について、0件でなかった年度の翌年度の8月(目標未達時評価)

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
① 苦情申立てが行われた案件のうち委員会の提案を関係者が受け入れた件数の割合	—	—	100%	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	政府調達苦情検討委員会に申し立てられた政府調達に関する苦情については、同委員会の公平・中立な立場からの検討結果である提案を苦情申立人、調達機関、利害関係者が受け入れることが望ましい。このことから当該指標を設定した。
					— (申立て0件)	— (申立て0件)	— (申立て0件)	100% (申立て1件) (見込み)				

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 苦情処理件数	0件	2件	0件	0件	0件	政府調達に係る苦情処理についての状況を表すのに有効であるため。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年度 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度			
政府調達苦情処理の推進 (1)に必要な経費 (平成8年度)	3 (0.1)	3 (0.1)	3 (0.1)	3	1	・政府調達苦情処理推進会議(議長:内閣府事務次官、構成員:関係省庁事務次官等)において苦情処理手続の制定等を行う。 ・国の政府機関及び政府関係機関の調達について、具体的な苦情申立てがなされた場合には、政府調達に関する学識経験者によって構成される「政府調達苦情検討委員会」を開催し、公平かつ独立した立場から苦情の検討を行う。	0010
施策の予算額・執行額	3 (0.1)	3 (0.1)	3 (0.1)	3	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—	

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-7(政策3-施策③))

施策名	道州制特区の推進			担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(道州制特区担当室)稲本 護昭
施策の概要	道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲等を進めていく仕組みであり、特定広域団体が作成する道州制特別区域計画に基づく広域行政の推進状況等のフォローアップ調査等を行っている。			政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進		
達成すべき目標	関係行政機関と連携し、道州制特別区域計画に基づく広域行政の推進状況等のフォローアップ調査を行うことにより、広域行政の効果的かつ効率的な推進を図る。		目標設定の考え方・根拠	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第4条 道州制特別区域基本方針		政策評価実施予定時期	測定指標1について、100%でなくなった年の翌年度の8月(目標未達時評価)

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値									
			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度			
① 移譲した事務・事業のうち特定広域団体が成果が出ていると評価している事務・事業の割合	100%	29年度	100%	32年度	100%	100%	100%	100%	100%	-	-	・達成すべき目標を実現するためには、移譲した事務・事業を特定広域団体が実施することにより、住民の利便性向上等の成果が出ていることが望ましいことから、効果を測定する指標として「移譲した事務・事業のうち特定広域団体が成果が出ていると評価している事務・事業の割合」を設定する。 ・移譲した事務・事業すべてにおいて、継続して成果が出ていると評価されることが望ましいことから、目標値については、道州制特別区域計画の計画期間の終了年度である32年度において、100%であることとする。

達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成30年度行政事業レビュー事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度			
道州制特区の推進に必要な(1)な経費(平成18年度)	1 (0.3)	1 (0.2)	1 (0.4)	1	1	国から特定広域団体に移譲した事務・事業のフォローアップ調査等を行い、同調査を踏まえ特定広域団体に対する助言等を行う。	0012
施策の予算額・執行額	1 (0.3)	1 (0.2)	1 (0.4)	1	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-	

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-8(政策3-施策④))

施策名	生産性向上の推進	担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(産業・雇用担当)河西 康之
施策の概要	中小企業やサービス業等における生産性改善のためのモデル創出・標準化を通じた優良事例の横展開を図る。	政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進		
達成すべき目標	生産性改善のためのモデル創出・標準化を通じた優良事例を創出し、そのノウハウの横展開を図り、中小企業やサービス業等の生産性改善を推進する。	目標設定の考え方・根拠	骨太方針2017及び未来投資戦略2017を踏まえて設定。	政策評価実施予定時期	平成31年8月(複数年度評価)

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度				
① 横展開のためのセミナー等に参加した事業者数	-	-	1,000	30年度	-	-	1,000						生産性改善のためのモデル創出・標準化を通じた横展開により、中小企業やサービス業等の生産性向上が図られることが重要であるため、当該指標を設定。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 モデル創出に取り組んだ事業者数	-	-	-	-	-	優良事例を創出するために、モデル的に業務改善・生産性向上に向けたコンサルティングを事業者に対して実施することとしているため参考指標とした。
2 横展開のためのセミナー等の開催数	-	-	-	-	-	優良事例を横展開するために、セミナー等を実施することとしているため参考指標とした。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年度 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度				
中小企業・サービス業の生 (1) 産性向上等に必要経費 (29年度)	-	-	599	13	1	製造業の「カイゼン活動」など異業種のノウハウを中小企業・サービス業等へ応用し、分野別の生産性改善のモデル創出・標準化を通じた優良事例を創出するとともに、そのノウハウをセミナー等を通じて横展開する。	新30-0001	
施策の予算額・執行額	-	-	599	13		施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	骨太方針2017、未来投資戦略2017	

10

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-9(政策3-施策⑤))

施策名	民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)	担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官 坂本 慶介
施策の概要	<p>公的負担の抑制を図りつつ、民間投資やビジネス機会の拡大を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の整備等に当たりPPP※1/PFI※2の活用を優先的に検討する仕組みの構築 ・地域の産官学金が集まり具体の案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォームの形成の推進など、多様なPPP/PFIの活用を積極的に推進する。 <p>※1 PPP(Public Private Partnership)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものをいう。PFIはその一類型。 ※2 PFI(Private Finance Initiative)とは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。</p>	政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進		
達成すべき目標	<p>1. 多様な主体の参画と、市民活動の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動を促す。</p> <p>2. NPO等が主体となった復興に向けた取組や被災者支援を効果的・効率的に推進する。</p>	目標設定の考え方・根拠	「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、「公共施設等の整備・運営に係る公的負担の抑制を図りつつ、民間投資やビジネス機会の拡大を図るため、「未来投資戦略2017」及び「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)」に沿って、PPP/PFIの普及を着実に推進する。」とされているため。	政策評価実施予定時期	平成31年8月(単年度評価)

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		
① 「PPP/PFI推進アクションプラン」を踏まえたPPP/PFI事業規模 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野⑤、⑥】 【APのKPI】	1.3兆円	25年度	21兆円(25~34年度の合計)	34年度	-	-	-	-	-	-	-	21兆円(25~34年度の合計)	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)(平成29年6月9日PFI推進会議決定)において、平成25年度から平成34年度までの10年間で21兆円のPPP/PFI事業の事業規模の達成を目指すこととしている。 経済・財政再生計画改革工程表2017改定版(平成29年12月21日経済財政諮問会議決定)においてPPP/PFI推進アクションプランを踏まえたPPP/PFI事業規模について、21兆円(平成25年度から平成34年度までの10年間)というKPIが設定されているため、測定指標及び目標値として選定・設定する。 【APのKPIは、PPP/PFIの推進に関する施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】
② 優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した国及び地方公共団体等の数 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野⑤、⑥】 【APのKPI】	-	29年度	47団体	31年度	-	-	-	47団体	-	-	-	-	PPP/PFIの積極的な活用を推進するため、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(平成27年12月15日PFI推進会議決定)に基づき、平成28年度内に、国及び人口20万人以上の地方公共団体等において、公共施設等の整備等に当たりPPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築することとしている。 経済・財政再生計画改革工程表2017改定版において、優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した国及び地方公共団体等の数について、平成30年度までに30団体というKPIが設定されているため、測定指標及び目標値として選定・設定する。 【APのKPIは、PPP/PFIの推進に関する施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】

地域プラットフォームの形成数 3【AP改革項目関連:社会資本整備等分野⑤、⑥】 【APのKPI】	10件	27年度	47件	30年度	-	-	47件	-	-	-	-	地域経済に根ざしたPPP/PFIの推進を図るため、地域の産官学金が集まり具体の案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォームの形成を推進することとしている。 経済・財政再生計画改革工程表2017改定版において、地域プラットフォームの形成数について、平成30年度までに47というKPIが設定されているため、測定指標及び目標値として選定・設定する。 【APのKPIは、PPP/PFIの推進に関する施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】
					31件	52件						

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 PFI事業件数	475	516	549	604	666	PFI事業件数とは、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI事業の数である。PPP/PFIの推進に関する施策の達成状況を測定する際の参考とするため、PFI事業件数を参考指標とする。
2 PFI事業費	4.7兆円	4.8兆円	5.2兆円	5.4兆円	5.8兆円	PFI事業費とは、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI事業の公共負担額(当初契約金額)を合計した額である。PPP/PFIの推進に関する施策の達成状況を測定する際の参考とするため、PFI事業費を参考指標とする。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年度 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度			
民間資金等活用事業調査 (1)等に必要な経費 (平成13年度)	140 (122)	352 (161)	1,373 (1,297)	320	1~3	<ul style="list-style-type: none"> PPP/PFI手法の活用を推進するため、地方公共団体等を対象に、以下の支援等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・優先的検討運営支援 PPP/PFI手法による事業実施のため、地方公共団体におけるPPP/PFIを優先的に検討する仕組みについて規程の策定、運営の初期段階を支援。 ・高度専門家による課題検討支援 コンセッション事業を推進するため、事業検討にあたり法律・会計・税務・金融などの高度な専門的知見を必要とする事業を重点的に支援。 ・地域プラットフォーム形成支援 地方公共団体等の経験不足やノウハウの欠如、地域企業や関係者の理解不足などの課題の解消を通じ、地域においてPPP/PFIを推進していくため、地域プラットフォームの形成を支援。 ・新規案件形成支援 PPP/PFI事業について事業構想段階から具体の事業化検討に円滑かつ速やかに移行できるよう地方公共団体を支援。 ・民間提案活用支援 PFI法に基づく民間提案の制度を活用する地方公共団体に対して、民間事業者のアイデアや能力を事業に導入していく取組について支援。 ・PPP/PFI専門家派遣 PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験をもつ専門家を派遣 ・ワンストップ窓口 PPP/PFI事業の実務に関する質問、問合せにワンストップで対応する窓口を設置。 ・各種調査等 PPP/PFI事業の推進に資する、政策課題への対応のための調査・分析を実施。 	0013
施策の予算額・執行額	140 (122)	352 (161)	1,373 (1,297)	320	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第196回国会における安倍晋三内閣総理大臣の施政方針演説「PFI法を改正し、運営の自由度を更に高めることで、民間のノウハウや資金を活用した、公共インフラの充実、サービスの向上につなげます。」	

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-10(政策3-施策⑥))

施策名	市民活動の促進	担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官 岡本 直樹 参事官 笹原 顕雄
施策の概要	1. 多様な主体による市民活動の促進を図るため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用、情報発信、特定非営利活動法人に関する調査等を行う。 2. 復興・被災者支援に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証等を実施する。	政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進		
達成すべき目標	1. 多様な主体の参画と、市民活動の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動を促す。 2. NPO等が主体となった復興に向けた取組や被災者支援を効果的・効率的に推進する。	目標設定の考え方・根拠	1. 特定非営利活動促進法を所管しており、その円滑な運用が重要であるため。 2. 被災地において、復興に向けた取組や被災者支援の担い手として大きな役割をNPO等が果たしているが、これらの多くは財政基盤が脆弱であるなどの課題を有しているため。	政策評価実施予定時期	平成31年8月 (単年度評価)

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値								
					28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		
① 認定(特例認定を含む)特定非営利活動法人の認定数	398法人	25年度	対前年度比増	30年度	対前年度比増 1,021法人	対前年度比増	対前年度比増	-	-	-	-	制度周知の結果として、平成25年度の認定法人制度による認定(特例認定)特定非営利活動法人の認定数を基準値として設定し、目標値を対前年度比増とした。	
2 内閣府NPOホームページのアクセス数	1,510,532	26年度	対前年度比増	30年度	対前年度比増 1,781,683	対前年度比増	対前年度比増	-	-	-	-	特定非営利活動促進法第72条に基づく情報提供業務として、平成26年度のホームページアクセス数の上位50ページの合計を基準値として設定し、目標値を対前年度比増とした。	
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
					施策の進捗状況(実績)								
					28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		
3 復興・被災者支援に取り組んでいるNPO等による支援の効果的・効率的な推進の調査状況	復興・被災者支援事業の制度創設	28年度	復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	30年度	目標の達成	目標の達成	目標の達成	-	-	-	-	定性的な指標として、復興・被災者支援に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証を行い、その結果を普及させることを設定。	
					目標の達成	-	-	-	-	-	-		

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年度 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度				
市民活動の促進に必要な (1)経費 (10年度)	131 (97)	175 (93)	92	70		1~3	1. 2. 市民活動の主要な担い手である特定非営利活動法人の活動の一層の促進のため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用等を行う。また、特定非営利活動促進法に基づき、法人情報等を迅速に提供するため、「内閣府NPOポータルサイト」において、所轄庁の協力の下で、全国の特定非営利活動法人の基本情報や定款・事業報告書等を一元的に集約する仕組み等を引き続き整備する。 【1、認定(特例認定を含む)特定非営利活動法人の認定数(基準値:398法人) 2、内閣府NPOホームページのアクセス数:1,510,532】 3. 復興・被災者支援に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証を行い、その結果を普及させる。これにより、NPO等が主体となった復興に向けた取組や被災者支援の効果的・効率的な推進に寄与する。	0014
施策の予算額・執行額	131 (97)	175 (93)	92	70		施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2017(抄)(平成29年6月9日閣議決定) 成果志向の事業遂行を促進する社会的成果(インパクト)評価の推進や民間資金の活用により、社会的課題解決の取組に民間の人材や資金を呼び込むとともに、寄附文化醸成に向けた取組の推進やNPOの活動などを通じ、活力あふれる共助社会づくりを推進する。	

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-11(政策3-施策⑦))

施策名	「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援の推進			担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官 笹原 顕雄	
施策の概要	被災地等において復興・被災者支援を図っていくため、「絆力(きずなりよく)」(※1)を活かした復興・被災者支援を行う取組(※2)や、復興・被災者支援を行うNPO等の絆力を強化するための取組(※3)に対して支援を実施。 ※1 絆力:NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等をつなぐ力 ※2 絆力を活かした復興・被災者支援:具体的には「電車やバス等の公共交通の使用が困難な被災者の移動を支援」「仮設住宅団地から形成された新たな復興住宅団地における地域コミュニティの形成を推進」「避難した方々の帰還に向けた家の片付けや敷地の整備を支援」「復興支援に取り組んでいるNPO等が抱える総務・経理事務の課題解決に向けた相談に対応」といった支援を行うNPO等の取組を支援 ※3 復興・被災者支援を行うNPO等の絆力を強化するための取組:復興・被災者支援を行うNPO等が支援者(民間企業、学識経験者、専門家等)や他団体等と結びつためのマッチング・交流等(各県が実施)			政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進			
達成すべき目標	NPO等による行政では手の行き届きにくいきめ細かな復興・被災者支援を継続して実施。			目標設定の考え方・根拠	「NPO等の『絆力(きずなりよく)』を活かした復興・被災者支援事業」の施策内容を踏まえて目標を設定。		政策評価実施予定時期	平成31年8月(単年度評価)

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値										測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値										
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度				
1 NPO等の「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援事業により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援を実施または実施に関わった団体数	集計中	29年度	80団体	30年度	100団体	100団体	80団体	-	-	-	-	-	・当該事業において、絆力を活かして復興・被災者支援を行うNPO等の広がりを測定することができるため、当該項目を測定指標として設定。 ・平成29年度の本指標の団体数は減少する見込みであるが、国費が前年度と同額のもと総事業費は増加する見込み。 ・被災3県(岩手県、宮城県、福島県)からの事前の聞き取りを参考に目標値を設定。
② NPO等の「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援事業の受益者(被災者)へのアンケートにおいて、本施策で支援した取組について有益であった旨の評価をした受益者の割合	集計中	29年度	70%	30年度	70%	70%	-	-	-	-	-	-	・当該事業において支援したNPO等による復興・被災者支援の取組の効果を、受益者の観点から評価することができるため、当該項目を測定指標として設定。 ・被災3県からの事前の聞き取りを参考に目標値を設定。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 NPO等の「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援事業により実施したNPO法人等が主体となった復興・被災者支援の取組件数	-	-	-	56	-	・当該事業において、絆力を活かして復興・被災者支援を行うNPO等の活動状況を把握することができるため。

達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				関連する指標	達成手段の概要等	平成30年度行政事業レビュー事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度			
(1) NPO等の「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援事業(平成29年度)	-	203(185)	203	203	1.2	・NPO等が行う絆力を活かした復興・被災者支援を行う取組を対象に、被災3県での第三者委員会での審査を踏まえて県が採択した取組に対して支援を実施。当該事業によって、現場において必要かつ優先度の高い取組が順次実施されることにより、被災3県等における復興・被災者支援の推進に寄与。 ・被災3県は、復興・被災者支援を行うNPO等が活動の支援者や他団体と結びつためのマッチング・交流等を実施。当該事業により、復興・被災者支援を行うNPO等の絆力の強化を進め、被災3県等における復興・被災者支援の推進に寄与。	復興庁-0013
施策の予算額・執行額	-	203(185)	203	203	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2017(抄)(平成29年6月9日閣議決定) 「成果志向の事業遂行を促進する社会的成果(インパクト)評価の推進や民間資金の活用により、社会的課題解決の取組に民間の人材や資金を呼び込むとともに、寄附文化醸成に向けた取組の推進やNPOの活動などを通じ、活力あふれる共助社会づくりを推進する。」	

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-13(政策3-施策⑨))

<p>施策名</p>	<p>内外の経済動向の分析</p>	<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(経済財政分析担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(総括担当) 茨木 秀行 参事官(地域担当) 広田 茂 参事官(海外担当) 小川 敦之</p>
<p>施策の概要</p>	<p>内外の経済動向について幅広い情報収集体制の確立や調査を行い、マクロ経済の現状や経済財政政策の状況を迅速に把握する。その結果を、主に以下の成果物に取りまとめ、公表する。 ・「月例経済報告」…毎月1回、内外の経済動向に関する客観的な分析・検討を行い、政府としての景気判断を提示。 ・「年次経済財政報告」(通称「経済財政白書」)…毎年1回、我が国経済・財政の現状を総合的かつ詳細に分析した結果を取りまとめ、公表。 ・「日本経済」…毎年1回、「年次経済財政報告」公表後の我が国経済の分析結果を取りまとめ、公表。 ・「景気ウォッチャー調査」…毎月1回、全国12地域の景気ウォッチャー2,050人からの景気判断に関する回答を取りまとめ、公表。 ・「地域経済動向」…四半期に1回、全国12地域の経済動向について取りまとめ、公表。 ・「地域の経済」…毎年1回、地域経済を総合的に分析し、特定のテーマについてより深い調査・分析を行い、公表。 ・「世界経済の潮流」…毎年2回、海外経済動向や国際金融情勢について、マクロ経済指標を中心に調査・分析し、公表。</p>		<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>経済財政政策の推進</p>	
<p>達成すべき目標</p>	<p>毎月、「月例経済報告」を滞りなく作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」等に報告することにより、政府内での景気認識の共有を図る。 また、「年次経済財政報告」、「日本経済」、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」、「地域の経済」、「世界経済の潮流」を作成し公表する。 以上の成果物を、ホームページ上に掲載し、広く国内外への情報発信を行うなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供に努める。</p>	<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>月次で景気動向を把握していく(「月例経済報告」、「景気ウォッチャー調査」とともに、経済の構造面にまで踏み込んだ総合的な分析等を実施(「年次経済財政報告」、「日本経済」、「地域経済動向」、「地域の経済」、「世界経済の潮流」)し、国民各層への情報提供を行う。 (参考)月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解)</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成33年8月 (複数年度評価)</p>

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		
① 報道の状況	毎月、主要全国紙5紙への関連記事が掲載された 平成29年度	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載 平成30年度	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	-	-	-	-	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。	
			毎月、主要全国紙5紙への関連記事が掲載された	(集計中)	-	-	-	-			
① 報道の状況	月平均5紙 平成29年度	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載 平成30年度	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	-	-	-	-	地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。	
			月平均5紙	(集計中)	-	-	-	-			

	半年平均3紙	平成29年度	半年平均で主要全国紙3紙への関連記事掲載	平成30年度	半年平均で主要全国紙3紙への関連記事掲載	半年平均で主要全国紙3紙への関連記事掲載	-	-	-	-	我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。
					半年平均3紙	(集計中)	-	-	-	-	
2	ホームページのアクセス件数	280,976	平成29年度	対前年度並以上	平成30年度	対前年度並以上	-	-	-	-	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
							259,086	(集計中)	-	-	

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 月例経済報告の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	357,448	192,392	178,369	159,259	(集計中)	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
2 年次経済財政報告の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	30,309	30,031	24,470	26,397	(集計中)	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
3 日本経済の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	4,079	2,296	2,436	2,652	(集計中)	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
4 景気ウォッチャー調査の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	52,985	63,502	56,378	49,878	(集計中)	地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
5 地域経済動向の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	11,485	11,999	10,322	9,361	(集計中)	地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
6 地域の経済の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	1,513	1,201	-	5,506	(集計中)	地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。 (27年度は公表日が3/29と年度末となったため、計測不可)
7 世界経済の潮流の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	14,509	11,043	9,001	6,033	(集計中)	我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年度 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度			
(1) 国内の経済動向調査等に 必要な経費 (平成12年度)	86 (64)	76 (57)	74	70	1.2	質の高い調査分析を行うために、業界関係者や学識経験者からのヒアリング、広範囲かつ詳細な金融経済統計データの活用、独自のアンケート調査等を行う。	0016
(2) 国内の経済動向に係る産 業及び地域経済の調査等 に必要な経費 (平成12年度)	141 (132)	147 (134)	159	154	1.2	「景気ウォッチャー調査」の作成に係る委託費や、地域経済動向専門家会議等の開催や地域経済に関するデータ、情報収集等を行う。	0017
(3) 海外の経済動向調査等に 必要な経費 (平成12年度)	36 (33)	43 (42)	41	41	1.2	海外経済指標データベースや情報ソースを活用することで、我が国の経済財政運営に係る政策立案に資する質の高い調査分析を行う。	0018
施策の予算額・執行額	264 (229)	266 (233)	274	265	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解)	

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-14(政策4-施策①))

施策名	「環境未来都市」構想・自治体SDGsの推進			担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 遠藤健太郎
施策の概要	環境未来都市・環境モデル都市の取組支援と普及促進活動の実施に加え、「環境未来都市」構想を更に発展させ、地方自治体における持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた取組を推進する。具体的には、地方創生に資するSDGsの取組を公募し、優れた取組を提案する都市・地域を「SDGs未来都市」として選定する。その中で先導的な取組を「自治体SDGsモデル事業」として選定し資金的支援を行うとともに、「自治体SDGs推進関係省庁タスクフォース」を設けて強力に支援することで、成功事例を創出する。また、「環境未来都市」構想と合わせて、自治体によるSDGs達成に向けた取組についても、地方自治体に対して普及促進活動を実施する。			政策体系上の位置付け	地方創生の推進		
達成すべき目標	「環境未来都市」構想の国内外の普及展開を行うとともに、選定された「SDGs未来都市」の先導的な取組をモデル事業として選定し強力に支援することで、成功事例を創出する。また、その成功事例を普及展開することで、地方自治体におけるSDGs達成に向けた取組の普及を促進して地方創生の更なる進化につなげる。			目標設定の考え方・根拠	「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」(平成29年12月22日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成31年8月(単年度評価)

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度			
① 都道府県及び市区町村におけるSDGsの達成に向けた取組の割合	1%	29年度	30%	32年度	—	—	—	—	30%	—	—	「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」(平成29年12月22日閣議決定)における「地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進」において、主な重要業績評価指標として、平成32年(2020年)までのKPIとして都道府県及び市区町村におけるSDGsの達成に向けた取組の割合:30%とされているため。
					—	1%	—	—	—	—	—	
② 「環境未来都市」構想推進協議会への参加団体数	255団体	28年度	330団体	33年度	—	270団体	285団体	300団体	315団体	330団体	—	環境未来都市・環境モデル都市における成功事例を含め、「環境未来都市」構想の国内外への普及展開を継続して行う。また、自治体におけるSDGs達成に向けた取組の普及展開を行うため、「環境未来都市」構想推進協議会を拡張して、SDGsに取り組む自治体や事業者等に加入いただくように働きかける。本協議会は、自治体、学術機関、民間企業等により構成される組織であり、構想の趣旨に賛同する構成団体数が増えることにより、普及展開が行われたと言える。目標値は、これまで毎年10団体程度の増加数から鑑み、年間15団体の増加を目標値として設定する。
					255団体	—	—	—	—	—	—	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年度 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度				
(1) 環境未来都市の推進に必要な経費 (平成23年度)	77 (70)	72 (62)	56	32	2	環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出し、国内外に普及展開するために必要となる計画の策定や普及啓発、選定された各環境未来都市で実施する取組に対する支援等を行う。	0019	
(2) 「環境未来都市」構想・自治体SDGsの推進に必要な経費 (平成30年度)	0	0	0	500	1.2	・自治体によるSDGsの達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市・地域を「SDGs未来都市」として選定するとともに、先導的な取組については「自治体SDGsモデル事業」として資金的に支援する。また、「SDGs未来都市」における取組については、関係省庁で構成する「自治体SDGs推進関係省庁タスクフォース」によって、省庁横断的に支援する。 ・国内外のSDGsに関わる様々な取組を行う都市・地域が一堂に会し、知の交流を行う場として、これまで実施してきた国際フォーラムを引き続き開催するなど、地方自治体への普及促進活動を展開する。	新30-0002	
施策の予算額・執行額	77 (70)	72 (62)	56	532		施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」(平成29年12月22日閣議決定) 「SDGsアクションプラン2018」(平成29年12月26日「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」決定)	

17

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-15(政策4-施策②))

施策名	都市再生安全確保計画の策定の促進			担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 寺元 博昭
施策の概要	都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において、官民からなる都市再生緊急整備協議会が都市再生安全確保計画を作成することを促進し、都市の安全性の速やかな向上を図ることをもって円滑な都市再生を実現するもの。			政策体系上の位置付け	地方創生の推進		
達成すべき目標	都市再生緊急整備地域において、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図る。			目標設定の考え方・根拠	都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第1条では、「都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための(中略)特別の措置」を通じて、「都市の防災に関する機能を確保」することとしている。具体的には、同法第19条の13において、「都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るため」に都市再生安全確保計画を作成することができる」とされているため。		政策評価実施予定時期 平成31年8月 (複数年度評価)

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度					
① 都市再生安全確保計画の作成エリア数(計画の作成を終える累計エリア数)	10エリア	26年度	18エリア	30年度	-	-	18							・都市再生緊急整備地域において、大規模ターミナル駅周辺など特に機能の集積が進み、大地震発生時のリスクが高く、かつ、地方公共団体等において、都市再生安全確保計画策定に向けた意向を示している等、早期に滞在者等の安全を図るための対策を講ずべきエリア数に基づき、「国土強靱化アクションプラン2014」における目標年限を設けており、政策評価の目標値も同様に設定。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 都市緊急整備協議会会議等を設置する累積エリア数	11	14	17	18	19	測定指標1(計画の作成エリア数(累積))の達成のため、官民の合意形成の場である計画策定主体の設置が必須であるため。

達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成30年度行政事業レビュー事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度				
(1) 策定の促進に必要な経費(平成24年度)	45 (25)	38 (10)	-	-		1	都市再生安全確保計画の策定・実施による効率的・効果的な防災対策の推進を図るため、都市再生安全確保計画の策定に必要な地方公共団体等が実施する基礎的な調査に要する費用に対して補助(補助率1/2)を行う。	-
施策の予算額・執行額	45 (25)	38 (10)	-	-			施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) 都市再生基本方針の一部変更(平成24年8月10日 閣議決定)

18

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-16(政策4-施策③))

施策名	地方創生リーダーの人材育成・普及の推進			担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 佐合 達矢 参事官 原田 一寿
施策の概要	各自治体においては、「地方版総合戦略」に基づいて、より具体的な事業を本格的に推進する段階に入っている中、地域企業が成長を実現するためのプロフェッショナル人材の採用支援や戦略に掲げるプロジェクトの事業化に取り組む地方創生リーダー人材を発掘・育成していく。			政策体系上の位置付け	地方創生の推進		
達成すべき目標	地方への人材還流における民間市場の発展を目指し、地方の中堅・中小企業の生産性向上・経営改善等を通じて、地域全体の活性化を実現する。また、地方創生人材育成に関わる教育機関等によるプラットフォームの形成、eラーニングの構築等を通じて、各地域の地方創生施策を推進できる人材を確保・育成していく。			目標設定の考え方・根拠	まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)	政策評価実施予定時期	平成31年8月 (単年度評価)

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値											
			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度					
① プロフェッショナル人材事業戦略拠点等の相談件数	0件	26年度	5万件(累計)	31年度	9千件	12千件	13千件	13千件						<ul style="list-style-type: none"> 地域企業の成長を担うプロフェッショナル人材確保の支援のため、人材戦略拠点等の相談件数を測定指標とする。 平成27年度に各道府県に設置した「プロフェッショナル人材戦略拠点」の本格稼働は28年度以降であるため、軌道に乗るまでの間は緩やかな件数の積み上がり計画する。 なお、当該指標については、足元の相談実績、成約実績を踏まえつつ、必要に応じ、見直していくものとする。
② 地方創生カレッジの受講者数	0人	26年度	1万人(累計)	31年度	—	—	—	10,000人						<ul style="list-style-type: none"> 地方創生に真に必要な実践的なカリキュラム(eラーニング)を構築し、幅広く提供することを通じて、全国各地に地方創生を担う人材の育成・確保を図る。 地方創生カレッジは平成28年12月に開講しているものの、引続き、講座の拡充や有料化の実施など検討が必要な項目が多く、その影響を加味した各年度の目標設定は困難なことから、最終年度の目標値のみを設定する。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 プロフェッショナル人材事業戦略拠点等を通じた成約件数	26件	1,006件	1,391件 (12月時点)			プロフェッショナル人材事業戦略事業の目的は、プロフェッショナル人材の確保支援を通じて、地方の中堅・中小企業の生産性向上・経営改善等による地域経済の活性化にある。「プロフェッショナル人材拠点に相談した地域企業が、当該拠点の支援を通じ、プロフェッショナル人材を採用すること」(「成約」)を機に、企業が生産性向上や経営改善に取り組むことが期待できるため、成約件数を参考値として設定した。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年度 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度				
(1) プロフェッショナル人材事業(26年度、27年度)	1,511 (596)	360 (297)	0	0		1	<ul style="list-style-type: none"> 各拠点は、地域企業に対して、成長可能性への気づきを喚起するとともに、それを実践するプロフェッショナル人材の活用を促し、人材採用のサポートを実施。 さらに、都市圏の大企業向けに人材を通じた地方企業との関係構築等について、プロフェッショナル人材向けに地方でのキャリア形成等について、セミナーや個別相談などを実施。 	0020
(2) 地方創生カレッジの構築(27年度)	0	1,027 (975)	700	298		2	地方創生人材育成に関わる教育機関等によるネットワークの形成、ポータルサイトの構築、eラーニングやカリキュラムの開発等	0020
施策の予算額・執行額	1,511 (596)	1,387 (1,272)	700	298	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)	

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-17(政策4-施策④))

施策名	地方創生推進に関する知的基盤の普及・促進			担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 佐合 達矢
施策の概要	地方公共団体による地方版総合戦略の策定及び実行等について、国による情報面からの支援である地域経済分析システム(RESAS)の普及及び活用支援のための支援を行う。具体的には、①有識者の派遣、②RESAS活用支援を実施する政策調査員の配置、③地方自治体職員及び住民向けの説明会の開催等を実施する。			政策体系上の位置付け	地方創生の推進		
達成すべき目標	地方創生の推進に向けたRESASの普及促進		目標設定の考え方・根拠	まち・ひと・しごと創生総合戦略		政策評価実施予定時期	平成31年8月(単年度評価)

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度			
① RESASについての行政職員や住民を対象とした説明会等の実施件数	-	-	100回	30年度	100回	100回	100回	-	-	-	-	まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地方創生に向けた情報支援としてRESASの普及促進に取り組むこととされているため。
2 政策アイデアコンテストの開催回数	-	28年度	1回	30年度	1回	1回	1回	-	-	-	-	まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地方創生に向けた情報支援としてRESASの普及促進に取り組むこととされているため。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 政策アイデアコンテストの応募者数	-	-	907件	699件	975件	RESASの利用状況を把握する際の参考となるため

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年度 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度			
(1) 地域経済分析システムによる地方版総合戦略支援経費(27年度)	92 (32)	115 (52)	146 (97)	137	1	地方公共団体による地方版総合戦略の策定及び実行等について、国による情報面からの支援である地域経済分析システム(RESAS)の普及及び活用支援のための支援を行う。具体的には、①有識者の派遣、②RESAS活用支援を実施する政策調査員の配置、③地方自治体職員及び住民向けの説明会の開催等を実施する。	0021
施策の予算額・執行額	92 (32)	115 (52)	146 (97)	137	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	まち・ひと・しごと創生総合戦略、まち・ひと・しごと創生基本方針2016、『日本再興戦略』改訂2016、未来投資戦略2017	

20

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-18(政策4-施策⑤))

施策名	国家戦略特区の推進	担当部局名	地方創生推進事務局	作成責任者名	参事官 小谷 敦
施策の概要	経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進する。	政策体系上の位置付け	地方創生の推進		
達成すべき目標	国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。	目標設定の考え方・根拠	国家戦略特別区域法 第1条 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成31年8月 (単年度評価)

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		
① 規制改革メニュー数の累計 (注)規制改革メニューには、国家戦略特区としての提案を構造改革特区のメニューとして措置したもの、全国措置されたものを含む。	28	26年度	120	32年度	75	90	100	110	120	-	-	国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)により、2020年(平成32年)をにらんだ中期目標を設定して取組を進めていくこととしているところ。このため、政策評価においても平成32年度を目標年度とする。 集中取組期間中(平成26年度、平成27年度)に創設した規制改革メニュー数は、平成26年度で28項目、平成27年度で30項目に上る。新たなステージとなる平成28年度以降は、1年あたり、集中取組期間中の年平均(約30項目)と比べ、2分の1の約15項目(平成28年度、平成29年度)、3分の1の約10項目(平成30年度～平成32年度)の創設を目指す。	
② 全ての国家戦略特区で認定された区域計画における事業数の累計	50	26年度	330	32年度	185	265	290	310	330	-	-	国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)により、2020年(平成32年)をにらんだ中期目標を設定して取組を進めていくこととしているところ。このため、政策評価においても平成32年度を目標年度とする。 集中取組期間中(平成26年度、平成27年度)に認定された区域計画の新規事業数は、平成26年度で50件、平成27年度で85件に上る。平成28年度は平成29年1月時点で約90件の事業の認定が見込まれている。新たなステージとなる平成28年度以降は、1年あたり、各年度及び直近2か年度に創設された規制改革メニュー数【指標1参照】を勘案し、40件(平成29年度)、25件(平成30年度)、20件(平成31年度、平成32年度)の新規事業数の増加を目指す。	

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
① 世界銀行のビジネス環境ランキング	15位	15位	19位	24位	26位	未来投資戦略2017におけるKPIにおいて、「2020年までに、世界のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る」としており、国民経済の発展及び国民生活の向上の定量的指標となるため。
② 世界の都市総合カランキ	4位	4位	4位	4位	3位	未来投資戦略2017におけるKPIにおいて、「2020年までに、世界の都市総合カランキにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)」としており、国民経済の発展及び国民生活の向上の定量的指標となるため。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年度 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度				
(1) 規制・制度改革等の実現 (平成25年度)	-	-	-	-	1.2	国家戦略特区では、大胆な規制・制度改革等を実現することで、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成を図る。実現した規制の特例措置の活用を図ることで、目標達成を目指す。	0023
(2) 税制上の支援措置 (平成26年度)	-	-	-	-	1	設備投資減税、研究開発税制の特例、固定資産税の特例、所得控除制度、エンジェル税制等の税制上の支援措置の活用を図ることで、目標達成を目指す。	0023
(3) 国家戦略特区の推進に必要な経費 (平成26年度)	271 (7)	275 (43)	287 (92)	198	1	国家戦略特区の推進に資する事業を行うベンチャー企業等が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で支給する、利子補給金(融資後5年間、利子補給率0.7%以内)の活用を図ることで、目標達成を目指す。	0023
施策の予算額・執行額	271 (7)	275 (43)	287 (92)	198		施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定) 第1ⅡB1. 規制の「サンドボックス」制度の創設 第2ⅡB5. 国家戦略特区による大胆な規制改革 第195回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(平成29年11月17日) 第196回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成30年1月22日)	

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-19(政策4-施策⑥))

施策名	中心市街地活性化基本計画の認定			担当部局名	地方創生推進事務局	作成責任者名	参事官 遠藤 健太郎 参事官 松家 新治
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画について、認定及び策定支援を行う。			政策体系上の位置付け	地方創生の推進		
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。		目標設定の考え方・根拠	中心市街地の活性化に関する法律第1条 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定)		政策評価実施予定時期	平成31年8月 (単年度評価)

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度					
① 計画期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	-	-	60%	30年度	60%	60%	60%							計画期間終了後に市町村が行う最終フォローアップ調査において、実績値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標(居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等)の割合を、施策の有用性を測る指標として設定。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
① 新たに認定された基本計画の数(年度)	17	22	20	14	13	制度を活用した地方公共団体数を把握するため

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年度 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度			
中心市街地活性化の推進 (1)に必要な経費 (19年度)	11 (10)	10 (4)	9 (8)	8	1	中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地活性化基本計画の認定のために、基本計画認定等に際しての現地調査、成果事例集等の作成等を行う。	0024
施策の予算額・執行額	11 (10)	10 (4)	9 (8)	8	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○未来投資戦略2017(H29.6.9) 地域の中心市街地や商店街の活性化 ○まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版(H29.12.22) 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等 ○まち・ひと・しごと創生基本方針2017(H29.6.9) 稼げるまちづくりを支援する包括的政策パッケージ2017、稼げるまちづくり取組事例集「地域のチャレンジ100」の全国展開	

22

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-20(政策4-施策⑦))

施策名	構造改革特区計画の認定			担当部局名	地方創生推進事務局	作成責任者名	参事官 田中 誠也
施策の概要	地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。			政策体系上の位置付け	地方創生の推進		
達成すべき目標	地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した独創的な構造の実現を手助けし、地域特性の顕在化及び地域活性化の推進を図る。		目標設定の考え方・根拠	構造改革特別区域法第1条 構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)		政策評価実施予定時期	平成31年8月 (単年度評価)

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度					
① 構造改革特区計画の認定件数	26件	24年度	23件	30年度	24件	23件	23件	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化を図る上では、地方公共団体が作成する構造改革特区計画に対する認定数は定量的な指標であるため測定指標とする。 ・目標値については、平成29年度の実績値を踏まえ設定。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年度 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度			
構造改革特別区域計画の (1) 認定等に必要経費 (平成14年度)	25 (25)	14 (3)	12 (2)	11	1	規制の特例措置を活用した構造改革の取り組みを進め、地域活性化の推進を図るとともに、各地域での取り組み状況の把握及び現地調査を通じて特区制度の適切な実施に努める。	0025
施策の予算額・執行額	25 (25)	14 (3)	12 (2)	11	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	構造改革特別区域法第1条 構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)	

23

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-21(政策4-施策⑧))

施策名	地域再生の推進	担当部局名	地方創生推進事務局	作成責任者名	参事官 千葉 信義
施策の概要	地域再生法に基づき地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置等をもって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。		政策体系上の位置付け	地方創生の推進	
達成すべき目標	近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する。	目標設定の考え方・根拠	地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)第1条 地域再生法基本方針(平成17年4月22日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成31年8月 (単年度評価)

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値									
					基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		34年度
① 地域再生計画の認定件数	100件	平成20年度	1,170件	平成30年度	230件	1,550件	1,170件							<ul style="list-style-type: none"> 地域再生計画の認定件数が増えることにより、全国各地で地域再生の取組が実施されることに加え、成功事例等の蓄積が、その他の地域における新たな地域再生の取組の推進に寄与することが期待されるため、地域再生計画の認定件数を測定指標とした。 平成30年度目標値については、29年度実績値等を勘案して設定することとする。
2 計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	65%	平成20年度	70%	平成30年度	70.0%	70.0%	70%							<ul style="list-style-type: none"> 認定地域再生計画に基づく事業の実施による効果を測定するため、計画に記載された目標の達成割合を測定指標とした。 平成30年度目標値については、25年度から28年度実績等を勘案して設定することとする。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年度 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度				
(1) 地域再生計画の認定等に 必要な経費 (平成17年度)	12,076 (3,857)	1,226 (1,110)	35	50		1.2	<ul style="list-style-type: none"> 施策を活用して事業を実施している地方公共団体へのアンケート調査。 各地域での説明会の開催及び各地域の取組の現地視察。 地方創生推進事務局WEBページにおいて、地方創生に資する施策や活用事例等の情報提供を実施。 	0026
(2) 地域再生の推進のための 利子補給金の支給に必要な 経費 (平成20年度)	268 (233)	279 (236)	267	239		2	認定された地域再生に資する事業を行う実施者が、金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、予算の範囲内で、利子補給金を支給するものである。(融資後5年間、利子補給率0.7%以内。)	0026
(3) 地方創生応援税制(企業 版ふるさと納税)普及広報 事業 (平成29年度)	-	-	8	47		1	<ul style="list-style-type: none"> 制度の概要説明、事例紹介を取り入れた10~15分程度のムービーを作成。 優良事例を調査し、事例集として取りまとめを実施。 制度認知度や企業の寄附志向等、平成30年度以降の効果的なPRの前提となる事項を調査・分析。 	0027
施策の予算額・執行額	12,344 (4,090)	1,505 (1,346)	310	336			施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定) 第2章 3 [2]地域の活性化

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-22(政策4-施策⑨))

施策名	総合特区の推進	担当部局名	地方創生推進事務局	作成責任者名	参事官(総務・評価担当)石谷 俊史 参事官(財政・金融担当)佐藤 透
施策の概要	総合特別区域において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。	政策体系上の位置付け	地方創生の推進		
達成すべき目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。	目標設定の考え方・根拠	総合特別区域法第1条 総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成31年8月(単年度評価)

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値										測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値										
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度				
① 総合特区事後評価(単年度評価)の結果における全特区の平均値	-	国際3.8点 地域3.8点	32年度	国際3.8点 地域3.8点	総合特区制度では、各年度・特区ごとに総合特別区域評価・調査検討会の有識者による事後評価(5点満点)を実施していることから、その結果における全特区の平均値を測定指標とする。 ※測定指標については、「総合特別区域事後評価の手引き P25総合特別区域の事後評価基準」に基づき、各総合特区の点数評価を行い、全総合特区の平均点数を測定指標としている。 【総合特区評価指標例】 ・地域限定特例通訳案内士の増加、食品輸出・輸入代替による売上額の増加、航空宇宙産業生産額の増加、林業林産業生産額の増加、エネルギー自給率の増加、新規就農者数の増加、定住交流人口の増加等。 【算定方法】 ①各指標の目標達成に向けた取組の進捗に関する評価点数(数値目標に対する達成度の定量的評価+有識者による取組に対する点数評価)÷2 ②支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価点数(有識者による取組に対する点数評価) ③取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する点数評価(有識者による取組に対する点数評価) ・各総合特区の評価点数=(①+②+③×2)/4 ・上記の算定方法により全総合特区の評価点数を算定し、平均したものを測定指標とする。								

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 総合特区事後評価(単年度評価)対象区域数	国際:7特区 地域:41特区	国際:7特区 地域:41特区	国際:7特区 地域:36特区	国際:7特区 地域:32特区	-	測定指標で平均値を求める際に使用する指標であるため

達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成30年度行政事業レビュー事業番号
	27年度	28年度	29年度				
(1) 総合特区計画に基づく支援措置等に必要経費(平成23年度)	613 (481)	691 (569)	671	598	1	総合特区に指定された地域からの提案等に基づき、国と地方の協議会での議論を経て措置することとされた特例事項については、規制の根拠等に応じて法令等の改正を行い、特例措置が累次追加される。 総合特区の推進に資する事業を行う事業者が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、利子補給金を支給(融資後5年間、利子補給率0.7%以内)し、国際競争力の向上又は地域力の向上を図る。	0028
(2) 総合特区の推進調整に必要な経費(平成23年度)	5,266 (2,136)	3,429 (929)	1,500	400	1	総合特区制度における財政支援措置の一つとして、総合特区に関する計画の実現を支援するため、各府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補充する。認定総合特区計画に記載された事業に対する財政支援等を実施することで、当該総合特区における目標達成を支援する。	0029
(3) 税制上の支援措置(平成23年度)	-	-	-	-	1	総合特区制度における税制支援措置として、国際戦略総合特区の事業に対する特別償却又は投資税額控除(法人税の特例)の活用を図ることで、目標達成を目指す。	-
施策の予算額・執行額	5,879 (2,617)	4,120 (1,498)	2,171	998	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○まち・ひと・しごと創生基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定) (関連部分抜粋)総合特区制度については、「地方版総合戦略」に位置付けた事業の推進のため総合特区制度の協議スキームを活用し有効な規制緩和につなげ、総合特区評価の結果をPDCAサイクルに活用するなど、地方創生と連携して推進する。 ○日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) (関連部分抜粋)総合特区における規制改革措置として積極的に検討を進め、実現を図る。	

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-23(政策4-施策⑩))

施策名	地方版総合戦略に基づく取組の推進				担当部局名	地方創生推進事務局	作成責任者名	参事官 原田 一寿 参事官 島田 勝則 参事官 千葉 信義 参事官 山下 洋
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金制度要綱及び地方創生推進交付金交付要綱に基づき、交付金を交付する。 交付金効果検証分析事業 地方創生推進交付金等で地方公共団体が、自らの行う事業について実効的なPDCAサイクルを実施しているかを検証する。 地方大学・地域産業創生交付金 首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を重点的に支援する。 				政策体系上の位置付け	地方創生の推進		
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生推進交付金 具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に実施する先導的な取組を安定的かつ継続的に支援する。 交付金効果検証分析事業 地方創生推進交付金等の採択事業について外部有識者による効果検証と課題分析を行い、各地方公共団体が取組を効果的に検証・改善できる体制・環境を整備する。 地方大学・地域産業創生交付金 日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進め、地域における若者の修学及び就業を促進する。 				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> 地域再生法第5条4項1号及び第13条 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第11条 経済財政再生計画・改革工程表 	政策評価実施予定時期	平成31年8月 (単年度評価)

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値							
					28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
1 地方創生推進交付金対象事業について、事業の実施主体がKPIを設定した割合(%)	100	28年度	100	32年度	100	100	100	-	-	-	-	地方公共団体のKPI設定とそれに基づくPDCAサイクルの整備を前提とした地域再生法に基づく法律補助の交付金であるため。
② 地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体が設定したKPIの達成割合(%)	77	27年度	77	32年度	77	77	77	-	-	-	-	本交付金事業におけるKPIは、地方版総合戦略等に掲げられた地域の目指す目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標であるため。
3 地方大学・地域産業創生交付金の対象となる認定計画に関連する産業の生産額等が増加した認定計画の割合(%)	-	29年度	70	34年度	/	/	70	70	70	70	70	・地域における若者の修学及び就業を促進する上で、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などに関係する本指標を定量的な測定指標として定めることが適当であるため。
4 地方大学・地域産業創生交付金の対象となる認定計画に関連する産業の雇用者数が増加した認定計画の割合(%)	-	29年度	70	34年度	/	/	70	70	70	70	70	・地域における若者の修学及び就業を促進する上で、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などに関係する本指標を定量的な測定指標として定めることが適当であるため。
5 地方大学・地域産業創生交付金の対象となる認定計画における専門人材育成プログラム受講生が地元就職・起業した認定計画の割合(%)	-	29年度	70	34年度	/	/	70	70	70	70	70	・地域における若者の修学及び就業を促進する上で、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などに関係する本指標を定量的な測定指標として定めることが適当であるため。

⑥ 地方大学・地域産業創生交付金に関し、目標とする大学組織改革に向けた年度毎の取組目標を達成した認定計画の割合(%)	-	-	100	34年度			100	100	100	100	100	・日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進める上で、計画において大学組織改革を実施することを要件としているため。
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年度 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度			
(1) 地方創生推進交付金 (平成28年度)	-	52,346 (48,929)	97,518 (86,020)	153,272	1.2	地方創生推進交付金により、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に実施する先導的な取組を安定的かつ継続的に支援する。	0030
(2) 交付金効果検証分析事業 (平成30年度)	-	-	-	108	3	地方創生推進交付金等の採択事業について外部有識者による効果検証と課題分析を行い、各地方公共団体が取組を効果的に検証・改善できる体制・環境を整備する。	新30-0006
(3) 地方大学・地域産業創生 交付金 (平成30年度)	-	-	-	2,100	4,5,6,7	首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を重点的に支援する。	新30-0008
施策の予算額・執行額	-	52,346 (48,929)	97,518 (86,020)	155,372	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	まち・ひと・しごと創生基本方針2017 まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版) 経済・財政再生計画 改革工程表(2017年改訂版) まち・ひと・しごと創生基本方針2018 経済財政運営と改革の基本方針2018 第196回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-24(政策5-施策①))

施策名	地方分権改革に関する施策の推進				担当部局名	地方分権改革推進室	作成責任者名	齋藤 秀生
施策の概要	地方分権改革に関する施策を推進する				政策体系上の位置付け	地方分権改革の推進		
達成すべき目標	地方分権改革の普及啓発その他の地方分権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の推進				目標設定の考え方・根拠	「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(平成26年6月24日地方分権改革有識者会議決定)		政策評価実施予定時期 平成31年8月(単年度評価)

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度					
① 地方分権改革推進室HPへのアクセス件数	477,433	29年度	前年度以上	30年度	前年度以上	前年度以上	前年度以上	/	/	/	/	/	/	・「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(平成26年6月24日地方分権改革有識者会議決定。以下「総括と展望」という)においては、国の役割として「…制度改革を軌道に乗せ、その実効性を担保する観点から、国民や地方に対する情報発信に努めるとともに、国民が地方分権改革の成果を実感できるように取組を進めるべきである」としているため、近年情報発信の主要なツールとなっているHPへのアクセス件数について普及啓発の推進の指標として設定。
2 地方分権改革推進室 Facebookページの記事ごとの「いいね!」の数の総数	2,606	29年度	前年度以上	30年度	前年度以上	前年度以上	前年度以上	/	/	/	/	/	/	・総括と展望においては、「これまでの地方分権改革を通じて、権限移譲や規制緩和など数多くの制度改革とその具体的な活用事例が積み重ねられてきている。これらの成果を効果的に情報発信することが重要であることから、ソーシャルメディアなど情報の受け手に直接働きかける媒体を活用しながら、地方の現場の優れた取組を発信するとともに、地方で活躍する職員等の間の活発な情報交換・ネットワーク化を進めるべきである。」とSNSによる情報発信の必要性が示されているため、普及啓発の推進の指標として設定。
3 地方分権改革推進室 Twitterのフォロワーの数(前年度末からの増減数)	3,355	29年度	前年度以上	30年度	前年度以上	前年度以上	前年度以上	/	/	/	/	/	/	・同上

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 地方分権に関する地方自治体への研修・講師派遣回数(※右記回数は年度単位ではなく、年単位の数値)	—	—	—	29	44	・地方分権改革のこれまでの経緯と成果、「提案募集方式」等に関する研修・講師派遣を実施し、地方分権改革を現場で担う方々の意識・能力の向上を図ることは、地方分権改革に関する施策の円滑な推進に資するため、地方分権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進の指標として設定。
2 地方からの提案に関する対応の実現・対応の割合(※右記実現・対応の割合は年度単位ではなく、年単位の数値)	—	63.70%	72.80%	76.50%	89.90%	・地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入しており、地方からの提案に関する実現・対応の割合は地方分権の進捗を測る指標として適正と思われるため設定。

達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成30年度行政事業レビュー事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度				
(1) 地方分権改革の推進に必要な経費(平成26年度)	39(39)	47(40)	45	43	1,2,3	地方分権改革シンポジウム、地方分権に関する提案募集方式に関する市町村向け説明会、地方分権改革事例集・提案募集方式ハンドブックの配布等により、国民や地方へ地方分権改革の普及啓発を推進する。	—	
施策の予算額・執行額	39(39)	47(40)	45	43	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第193回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(関係部分)「地方の発意による、地方のための分権改革を進めます。空き家や遊休地の活用に関する制限を緩和し、自治体による有効利用を可能とします。」		

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府30-25(政策6-施策①))

施策名	「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域経済活性化事業等の推進			担当部局名	地域経済活性化支援機構担当室	作成責任者名	参事官 島崎 征夫
施策の概要	事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を推進する。			政策体系上の位置付け	地域経済活性化事業等支援政策の推進		
達成すべき目標	事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。	目標設定の考え方・根拠	「地域経済活性化支援機構法」第1条		政策評価実施予定時期	平成31年8月 (複数年度評価)	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準値	目標年度	目標値	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		
1 I.直接的再生支援を通じた地域への貢献 (1)具体的な検討を行った案件に対する関与度合い 具体的な検討を行った案件の全てについて、①再生支援決定に基づく支援、②経営改善や機構以外の事業再生の進め方等に係る助言による支援を確実に行ったか	平成26年度	59%	平成30年度	50%	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	・官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会において、KPI(=Key Performance Indicator: 具体的な業務プロセスをモニタリングするために設定される指標のうち、特に重要なものを)を設定。 ・KPIについては、できるだけ機構の政策目的の達成に向けた取組みの状況を示せるものを検討していくこととしており、相談受付件数やファンド設立・運営件数等に係る取組み状況や民間資金の活用状況、雇用確保等の状況を示す指標を設定。	
2 I.(2)先導的な事業再生・地域活性化モデルの創造等 ①民間資金(スポンサー、取引金融機関等の出融資)を活用したか、②知見・ノウハウの移転(ハンズオン支援等)を行ったか、③その他先導的なモデルを創造・活用できたか	平成25年度	90%	平成30年度	75%	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上		〃
3 I.(3)ハンズオン支援等による収益改善 ハンズオン支援等を行うことで、収益改善を図ることができたか	平成25年度	95%	平成30年度	90%	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上		〃
4 I.(4)地域経済への貢献 事業者の再生支援を通じて雇用者の確保及び関連取引先の維持等に対して貢献できたか	平成25年度	70%	平成30年度	90%	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上		〃

5	I.(5)金融機関等との連携 個別企業の事業再生を通じて金融機関等と連携ができたか(例えば、金融機関調整や知見・ノウハウの移転、民間資金の呼び水としての効果が発揮できたか等)	90%	平成25年度	90%	平成30年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	"
						91%	94%	/	/	/	/	
6	I.(6)特定支援業務(個人保証付債権等の買取)を通じた地域経済活性化への貢献 特定支援を行った案件について、経営者の再チャレンジに貢献できたか	89%	平成27年度	90%	平成30年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	"
						89%	92%	/	/	/	/	
7	II.地域への知見・ノウハウの移転等を通じた事業再生・地域活性化支援 (1)地域経済への貢献 事業者等の再生・活性化支援を通じて雇用の創出・確保及び関連取引先の維持等に対して貢献できたか	63%	平成25年度	75%	平成30年度	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	"
						87%	92%	/	/	/	/	
8	II.(2)金融機関等との連携 ファンド組成、特定専門家派遣等を通じて金融機関等と連携ができたか(例えば、金融機関等への知見・ノウハウの移転、民間資金の呼び水としての効果、自治体との連携等、再生・活性化の機能が発揮できたか)	96%	平成25年度	90%	平成30年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	"
						99%	99%	/	/	/	/	
9	III.ファンドを通じた地域への資金供給(呼び水効果、民業補完の確保) 機構が行うLP出資に係る呼び水効果(民業補完の確保)として、ファンド出資額に占める民間からの出資額の割合:60%以上	59%	平成26年度	60%	平成30年度	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	"
						64%	64%	/	/	/	/	
10	IV.中小企業等への重点支援の明確化 中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	90%	平成25年度	90%	平成30年度	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	"
						87%	89%	/	/	/	/	

測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	目標	目標年度	
11 II.(3)各都道府県での支援実績の積上げ ①再生支援決定、②特定専門家派遣、③ファンド組成(マザーファンド活用を含む)、④研修・説明会実施のいずれかの支援実績を、各都道府県において広範に積み上げられたか	75%以上	34年度	・官民ファンドの活用推進に関する関係関係会議幹事会において、KPI(=Key Performance Indicator: 具体的な業務プロセスをモニタリングするために設定される指標のうち、特に重要なもの)を設定。 ・KPIIについては、できるだけ機構の政策目的の達成に向けた取組みの状況を示せるものを検討していくこととしており、相談受付件数やファンド設立・運営件数等に係る取組み状況や民間資金の活用状況、雇用確保等の状況を示す指標を設定。
12 II.(4)地域への知見・ノウハウの移転 地域金融機関等への特定専門家派遣や地域金融機関等からの人材の受け入れを平成35年3月末までに累計で250件以上行う	100%(平成35年3月末までの累計)	34年度	〃
13 V.機構全体の収益性確保 出資金を全額回収できる収益を確保(倍数1.0倍超)	出資金を全額回収できる収益を確保(倍数1.0倍超)	機構解散時	〃

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 再生支援決定件数(累計)	10	28	47	66	78	測定指標の前提となる参考値として、地域経済活性化支援機構に改組後(特定支援決定件数は平成26年10月の業務開始後)の業務実績を選定。
2 ファンド設立件数(累計)	4	19	36	41	43	〃
3 特定専門家派遣決定件数(累計)	19	63	83	152	159	〃
4 特定支援決定件数(累計)	—	3	23	44	72	〃

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年度 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度			
財政投融资要求(産投出資) (1) (平成27年度)	(※)	-	-	-	7,8,9,11,13	地域経済活性化支援機構法の改正により、新たにファンドに対するLP出資機能が追加された。地域の活性化に向けた取組みを支援するため、『日本再興戦略』改訂2014等にも掲げられている4類型のファンド(①地域ヘルスケア産業支援、②地域観光・まちづくり活性化、③早期経営改善等支援、④東日本大震災復興・成長支援)に対するLP出資の財源として、要求したものの。	-
施策の予算額・執行額	(※)	-	-	-	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域金融機関と地域経済活性化支援機構(REVIC)や日本政策投資銀行(DBJ)の共同運営ファンドからのエクイティ資金の供給やハンズオン支援、DBJと地域金融機関との協働によるリスクマネーの供給やREVICから地域金融機関への専門家派遣を通じたノウハウの移転・浸透、日本人材機構の活用による人材支援等の取組を強化する。 ・地域未来投資促進法を活用し、地域ぐるみで地域活性化を引っ張る地域経済牽引事業について、地方創生推進交付金、税制、地域経済活性化支援機構(REVIC)・中小企業基盤整備機構等を活用したリスクマネー供給促進、データ活用による新サービス創出、地域の課題解決につながるオープンデータ化、規制の特例、専門人材による戦略策定・販路開拓等の支援策を重点投入する(中略) ・関係省庁一体で案件発掘を行うなど連携体制を構築し、3年で(2020年度までに)2,000社程度の支援を目指す。 ・地域経済活性化支援機構(REVIC)が有する観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援等に関する機能を来年度以降も安定的・継続的に提供できる体制を整備する。 <p>○まち・ひと・しごと創生総合戦略2017 改訂版 (平成29年12月22日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク性資金の充実を図るため、地域金融機関やREVIC等が連携した地域活性化ファンドが地域企業に資本金を供給する取組を促す。 ・円滑な事業整理のための支援として、「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進、REVICの経営者保証付債権等の買取り・整理業務の活用促進を行う。 ・各道府県に整備された「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活動を支援し、各種支援機関、地域金融機関、株式会社日本人材機構、民間人材ビジネス事業者等との連携等を通じて発掘した、潜在成長力を持つ地域企業に対し、新たな取組に積極的に挑戦する「攻めの経営」への転身と、新たな事業展開を支える経験豊富なプロフェッショナル人材の活用を促す。このプロセスで具体化された人材ニーズを基に、民間人材ビジネス事業者や株式会社日本人材機構等と協力し、プロフェッショナル人材の地方での採用を増やすことを目指す。 ・REVICと地域金融機関等が設立する地域観光・まちづくり活性化ファンドや株式会社海外需要開拓支援機構の活用等により、多様な地域の資源を活用したコンテンツづくりを図る。 <p>○歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォースとりまとめ(平成29年5月18日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間とりまとめを踏まえ、2017年1月30日に「歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チーム」が発足した。「連携推進チーム」では、内閣官房に設置した「連携推進室」及び有識者からなる「専門家会議」が一体となり、中間とりまとめに盛り込んだ支援策の具体化と、地域から寄せられた具体的な相談・要望への支援を進めている。また、関係府省においては、平成29年度予算等を具体化し、個別の観光まちづくりの取組への支援に着手しているところである。 ・このような中間とりまとめ後の取組を踏まえ、今後の支援策を本タスクフォースのとりまとめとして集約する。そして今後は、このとりまとめを毎年フォローアップし、各地域の取組を加速する。 ・2020年までに全国200地域での取組を目指す。 <p>(3)金融・公的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・REVICの有する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を活用し、古民家再生等による観光まちづくり事業への支援を実施(26件)してきているところ、引き続きこの機能を最大限に活用し取組の各地での展開を図る。 ・地域金融機関による事業性評価に基づく融資等の促進に向けた深度ある対話及び優良事例の公表・金融機関間の情報共有や、REVICとの連携等による地域金融機関の取組を加速する。 ・REVICの有する地域の観光活性化に関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を、REVICの支援・出資決定期限(2017年度末)後も安定的・継続的に提供できるよう、関係省庁が連携し、具体的な体制整備を行う。 	-

(※) 自己資金からの使用により、財投については不用扱い